

情報共有に関する取組

■ 情報公開(第24条)

市では情報公開制度に基づき、市民の知る権利の保障を図っています。市民は、市政に関する情報の開示を求めることができます。

★川崎市情報公開条例 2001(平成13)年4月施行

■ 個人情報保護(第25条)

市では個人情報保護制度に基づき、個人情報の適切な保護を図っています。市民は、市の保有する自分の個人情報について、開示、訂正、利用の停止等を求めることができます。

★川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例
2023(令和5)年4月施行

■ 会議公開(第26条)

市では会議公開制度に基づき、市民の知る権利の確保、及び開かれた市政の実現を推進しています。正当な理由のない限り会議は公開されるため、公開とされた会議は傍聴等を行うことができます。

★川崎市審議会等の会議の公開に関する条例
1999(平成11)年4月施行

■ 情報共有の手法等の整備(第27条)

市政に関する問い合わせ、提案、要望、苦情などを一元的に受け付けるために総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」を運営しています。

★総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」
2006(平成18)年4月本格運用

参加に関する取組

■ 多様な参加の機会の整備等(第28条)

市長への手紙、かわさき市民アンケート、タウンミーティングなど多様な手法により、市政に対する意見、要望、評価などを聴く機会を設けています。

■ 審議会等の市民委員の公募(第29条)

市の計画、施策等の重要な事業の策定などについて、審議会等を設置する際は、市民から公募によって選任された委員が含まれることを原則としています。

■ パブリックコメント手続(第30条)

市民の生活にとって重要な政策等を定める際に、市民の意見を募り、提出された意見を十分考慮して政策等を定める制度です。

★川崎市パブリックコメント手続条例
2007(平成19)年4月施行

■ 住民投票制度(第31条)

市政の重要事項について、賛成、反対のいずれかで住民の意思を確認する制度です。

★川崎市住民投票条例 2009(平成21)年4月施行

協働に関する取組

■ 協働推進の施策整備等(第32条)

市民活動団体と行政が協働で行う事業を実施する際の基本的な考え方、手順を示すルールや、多様な主体による協働・連携の取組を進める際に持つべき視点や方向性を示す基本方針を策定し、取組を進めています。

★川崎市協働型事業のルール 2008(平成20)年2月策定

★川崎市協働・連携の基本方針 2016(平成28)年3月策定

区に関する取組

■ 区役所の組織・機能等の整備(第21条)

道路、河川、公園等の都市施設の維持管理や子ども子育て支援、安全、安心のまちづくり等市民生活に身近な課題について、区役所が地域の総合行政機関として対応できるよう、必要な機能を整備するとともに、市民にとって利便性が高く分かりやすい窓口サービスを提供するため、土曜日の窓口開設や、土日、早朝などにも住民票の写し等の証明書を取得できる、マイナンバーカードを活用したコンビニ交付などの取組を進めています。

コミュニティに関する取組

■ コミュニティの尊重等(第9条)

暮らしを取り巻く社会環境の変化を見据え、多様なつながりを育みながら、「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成を目指して、コミュニティ施策を推進する上での羅針盤となる基本的な考え方を策定し、地域の居場所「まちのひろば」や、それを支える区域レベルのプラットフォーム「ソーシャルデザインセンター」の創出などの取組を進めています。

★これからのコミュニティ施策の基本的考え方 2019(平成31)年3月策定

市民が主役 自治基本条例

川崎市自治基本条例は、
市民が主役の市民自治を確立するため、
自治の基本理念を明らかにし、
自治を営むための3つの基本原則
を定めています。

「成長と成熟の調和による
持続可能な最幸のまち

かわさき」をめざして

進め 市民自治 を進めます！



? 自治基本条例って何?

地方分権が進み、それぞれの自治体が、自分たちの地域のことを自分たちで決定し、自律した自治運営を行うことが求められています。

川崎市がどのようにまちづくりを進めていくか、その自治運営に関する基本を示したのが「川崎市自治基本条例」です。



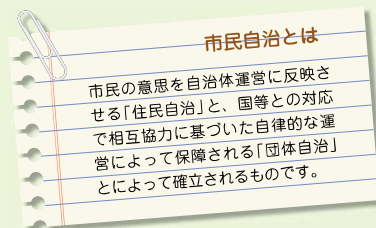
? 市民自治の基本理念とは?

市民は――

- 地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、自治の一部を信託していること
- その信託に基づく市政に主体的にかかわり、市民の福祉が実現される地域社会の創造をめざすこと

市は――

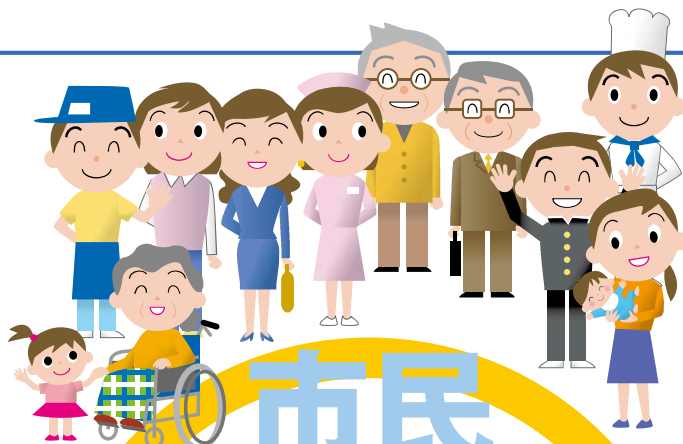
- 自律的な運営を図り、自治体としての自立を確保すること



? 国、県との関係は?

市は、国や神奈川県とは対等な立場で相互に協力し、市政を運営していきます。

また、他の自治体と共通する課題には、積極的に連携を図り、解決に努めます。



市民

■ 市民とは、川崎市に暮らす人々をはじめ、市内に通勤、通学する人たち、市内の事業者や市内で市民活動を行う団体などをいいます。

■ 市民は、お互いの自由と人格を尊重し、参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持ち、次世代に配慮した持続可能な地域社会を築くよう努めます。

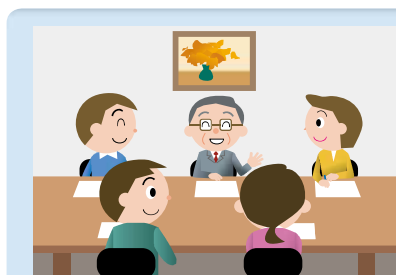
それぞれの役割をしっかりと果たしながら暮らしやすいまちづくりを進めます。



■ 市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案などを行います。

■ 市長は、自治基本条例に基づき自治を運営するとともに、市政全体の総合的な調整を行います。

■ 職員は、市民とともに自治を運営する者として、職務を誠実かつ公正に行います。



区役所

地域における行政サービスの総合窓口としての機能に加え、行政への参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くための拠点として位置づけられます。

【めざすべき区役所像】

- 市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所
- 共に支え合う地域づくりを推進する区役所
- 多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所

自治運営の基本原則

川崎市では自治を営む上で次の3つの原則を定めています。

1 情報共有

市民は、市がもっている情報にアクセスし、それを活用することによって、自らの暮らしを豊かなものにすることができます。このことを“情報共有”の原則と位置づけます。

また、この原則は市民の参加や協働の取組を広げるためにも必要なものです。



2 参加



誰もが「暮らしやすい」と感じることのできる地域社会をつくるためには、市民が市政に主体的にかかわることが必要です。市民が話し合いの場に加わり、意見や提案をするなど市民の参加のもとで市政が行われることを“参加”の原則と位置づけます。

また、この原則は市民の参加や協働の取組を広げるためにも必要なものです。

3 協働



市民と市が暮らしやすい地域社会を築いていくために、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係に立って、協力し合っていくことを“協働”の原則と位置づけます。